

「お金の寺子屋」確認テスト②

＜正誤問題＞

- ① 【 】 雇用保険の一般被保険者が自己都合で退職した場合、基本手当の支給が開始されるまでには、待期期間に加えて、最高で2ヵ月間の給付制限期間がある。
- ② 【 】 雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の額は、最高で、現在支払われている賃金月額 20% 相当額である。
- ③ 【 】 国民年金保険料の納付猶予を受け、追納しなかった期間は、国民年金の受給資格期間に算入されるが、受給額には反映されない。
- ④ 【 】 厚生年金保険の被保険者が育児休業中である場合、事業主が保険料の納付免除を申請すると、本人負担分と事業主負担分の両方が免除される。
- ⑤ 【 】 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰り上げることができる。
- ⑥ 【 】 厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に支払われる遺族厚生年金の額（中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く）は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の $\frac{2}{3}$ 相当額で、被保険者期間が300ヵ月に満たない場合、被保険者期間が300ヵ月あったものとして計算する。
- ⑦ 【 】 遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されるための妻の年齢要件は、40歳以上65歳未満である。
- ⑧ 【 】 遺族基礎年金と中高齢寡婦加算は同時に受け取ることができる。
- ⑨ 【 】 国民年金基金の掛金の上限は、月額68,000円である。
- ⑩ 【 】 小規模企業共済の掛金月額は、5,000円から30,000円の範囲で選択することができる。

<計算問題>

①

以下の資料に基づき、Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）について、空欄①～④に入る最も適切な数値を答えて下さい。なお、妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとし、Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとし、また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示しており、記載されている内容以外の条件は考慮しないものとし、

<Aさんおよび妻Bさんに関する資料>

(1) Aさん（1968年10月13日生まれ・会社員）

・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間 (34月)	厚生年金保険被保険者期間	
	被保険者期間 (144月)	被保険者期間 (302月)
	（ 2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円 ）	（ 2003年4月以後の 平均標準報酬月額40万円 ）

(2) 妻Bさん（1964年11月11日生まれ・専業主婦）

・公的年金加入歴：高校卒業後から28歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ① ）円

2. 老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（ ② ）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（ ③ ）円

(3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（ ④ ）円

<資料>

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

②

以下の資料に基づき、Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）について、空欄①～④に入る最も適切な数値を答えて下さい。なお、妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとし、Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとし、また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示しており、記載されている内容以外の条件は考慮しないものとし、

＜Aさんおよび妻Bさんに関する資料＞

(1) Aさん（1982年5月22日生まれ・会社員）

・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間 (35月)	国民年金 保険料納付済期間 (225月)	厚生年金保険 被保険者期間 (220月) 平均標準報酬額：50万円
2004年4月		

(2) 妻Bさん（1982年8月14日生まれ・専業主婦）

・公的年金加入歴：20歳から22歳の大学生であった期間（32月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。今後、60歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

＜計算の手順＞

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ① ）円

2. 老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（ ② ）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（ ③ ）円

(3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（ ④ ）円

<資料>

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

③

以下の資料に基づき、Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）について、空欄①～④に入る最も適切な数値を答えて下さい。なお、妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとし、Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとし、また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示しており、記載されている内容以外の条件は考慮しないものとし、

<Aさんおよび妻Bさんに関する資料>

(1) Aさん（1958年5月22日生まれ・会社員）

・公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (35月)	厚生年金保険被保険者期間	
	被保険者期間 (264月)	被保険者期間 (241月)
	（ 2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円 ）	（ 2003年4月以後の 平均標準報酬月額50万円 ）

(2) 妻Bさん（1960年8月14日生まれ・専業主婦）

・公的年金加入歴：高校卒業後からAさんと結婚するまでの10年間（120月）厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（ ① ）円

2. 老齢厚生年金の年金額

(1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（ ② ）円

(2) 経過的加算額（円未満四捨五入）

（ ③ ）円

(3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）

□□□円

(4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

(5) 老齢厚生年金の年金額

（ ④ ）円

<資料>

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

「お金の寺子屋」確認テスト② 解答・解説

＜正誤問題＞

- ① 【 × 】 雇用保険の一般被保険者が自己都合で退職した場合、基本手当の支給が開始されるまでには、待期期間に加えて、基本的に2ヵ月間、最高で3ヵ月間の給付制限期間があります。
- ② 【 × 】 雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の額は、最高で、現在支払われている賃金月額のおよそ15%相当額です。
- ③ 【 ○ 】 国民年金保険料の納付猶予を受け、追納しなかった期間は、国民年金の受給資格期間に算入されますが、受給額には反映されません。
- ④ 【 ○ 】 厚生年金保険の被保険者が育児休業中である場合、事業主が保険料の納付免除を申請すると、本人負担分と事業主負担分の両方が免除されます。
- ⑤ 【 × 】 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、繰り上げる場合には同時に繰り上げなくてはなりません（繰り下げる場合は、別々に繰り下げることができます）。
- ⑥ 【 × 】 厚生年金保険の被保険者が死亡した場合に支払われる遺族厚生年金の額（中高齢寡婦加算額および経過的寡婦加算額を除く）は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額で、被保険者期間が300ヵ月に満たない場合、被保険者期間が300ヵ月あったものとして計算します。
- ⑦ 【 ○ 】 遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されるための妻の年齢要件は、40歳以上65歳未満です。
- ⑧ 【 × 】 遺族基礎年金と中高齢寡婦加算は同時に受け取ることができません。遺族基礎年金は子のある配偶者に支給され、中高齢寡婦加算は子のない妻に支給されます。
- ⑨ 【 ○ 】 国民年金基金の掛金の上限は、月額68,000円です。
- ⑩ 【 × 】 小規模企業共済の掛金月額は、1,000円から70,000円の範囲で、500円刻みで選択することができます。なお、5,000円から30,000円の範囲で選択することができるのは、中退共の掛金です。

<計算問題>

①

(①)

$795,000 \text{ 円} \times (144 + 302) / 480 = 738,687.5 \dots \approx 738,688 \text{ 円}$ です。

(②)

$280,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1,000 \times 144 + 400,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times 302 = 949,384.8 \approx 949,385 \text{ 円}$ です。

(③)

$1,657 \text{ 円} \times (144 + 302) - 795,000 \text{ 円} \times (144 + 302) / 480 = 334.5 \dots \approx 335 \text{ 円}$ です。

(④)

配偶者が年上のため、加給年金は支給されません。

よって、 $949,385 \text{ 円} + 335 \text{ 円} = 949,720 \text{ 円}$ となります。

②

(①)

$795,000 \text{ 円} \times (225 + 220) / 480 = 737,031.25 \dots \approx 737,031 \text{ 円}$ です。

(②)

$500,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times 220 = 602,910 \text{ 円}$ です。

(③)

$1,657 \text{ 円} \times 220 - 795,000 \text{ 円} \times 220 / 480 = 165 \text{ 円}$ です。

(④)

厚生年金の被保険者期間が20年に満たないため、加給年金は支給されません。

よって、 $602,910 \text{ 円} + 165 \text{ 円} = 603,075 \text{ 円}$ となります。

③

(①)

$795,000 \text{ 円} \times (264 + 181) / 480 = 737,031.25 \dots \approx 737,031 \text{ 円}$ です。

(②)

$250,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1,000 \times 264 + 500,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times 241 = 1,130,710.5 \approx 1,130,711 \text{ 円}$ です。

(③)

$1,657 \text{ 円} \times 480 - 795,000 \text{ 円} \times (264 + 181) / 480 = 58,328.75 \dots \approx 58,329 \text{ 円}$ です。

(④)

加給年金 397,500 円が支給されます。

よって、 $1,130,711 \text{ 円} + 58,329 \text{ 円} + 397,500 \text{ 円} = 1,586,540 \text{ 円}$ となります。